## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年 9月21日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 9月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 5 件

| NO. | 号機等                 | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|---------------------|--|------|----|
| 1   | 1号機                 | 中央制御室設置のタービン補機冷却水ポンプ(C)の制御盤内配線において、制御展開接続図と相違している箇所が認められたため、点検修理。                          | GⅢ   |    |
| 2   | 1                   | 所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)1Cにおいて、負荷ケーブルの絶縁抵抗不良が認められたため、点<br>検修理。                                    | GⅢ   |    |
| 3   | 7 <del>-7-144</del> | 原子炉建屋スペースヒータ分岐盤Aにおいて、配線用しゃ断器が「切」に出来ない事象が認められたため、点検修理。                                      | GⅢ   |    |
| 4   | 7-7-4               | 所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)3C-2の動力変圧器冷却ファンにおいて、ファン起動から数分後に過電流継電器の動作により自動停止する事象が認められたため、原因調査後対応検討。 | GⅢ   |    |
| 5   | 4号機                 | 主発電機固定子冷却水出口温度記録計において、当該記録計記録用紙押さえのツメが破損し、記録用<br>紙の押さえ機能の低下が認められたため、点検修理。                  | GⅢ   |    |